

富士見町インターンシップ実施要領

令和4年8月10日

訓令第5号

(趣旨)

第1条 この要領は、富士見町(以下「町」という。)が学生及び社会人に対して就業体験(以下「インターンシップ」という。)の機会を提供することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 インターンシップの対象者は、学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づき設置された大学院、大学、短期大学、高等専門学校、高等学校(以下「大学等」という。)に在学する学生及び社会人とする。

(受入手続等)

第3条 インターンシップの受入れを希望する学生及び社会人は、富士見町インターンシップ申込書(様式第1号)及び履歴書を町長に提出しなければならない。なお、学生は、在学する大学等を通じて提出しなければならない。

2 町長は、前項に規定する申込書の提出があったときは、受入れの可否を決定し、その旨を大学等又は本人に富士見町インターンシップ受入可否決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

3 町長は、前項の決定を行うときは、次の事項に留意するものとする。

- (1) 希望するインターンシップの内容が町で受入れ可能な業務内容と一致していること。
- (2) 町が行う業務に支障がないこと。

(受入期間等)

第4条 インターンシップの受入期間及び申込期間は、町長が別に定める。

(報酬等)

第5条 町は、第3条第2項の規定によりインターンシップの受入れが決定した学生及び社会人(以下「実習生」という。)に対して、報酬、賃金、手当及び旅費その他一切の金品を支給しない。

(実習生の身分)

第6条 町は、実習生に対し、町職員としての身分を付与しないものとする。

(服務)

第7条 実習生は、町職員の指示に従い、実習時間中は、実習に専念しなければならない。

- 2 実習生は、実習時間中は、町職員が遵守すべき法令、条例等を遵守しなければならない。
- 3 実習生は、町の信用を傷つけ、又は不名誉となる行為をしてはならない。
- 4 実習生は、実習において知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。実習終了後においても同様とする。

(誓約書)

第8条 実習生は、前条に規定する事項を遵守するため、誓約書(様式第3号)を、町長に提出しなければならない。

- 2 実習生が在学する大学等は、この誓約の遵守について指導を徹底しなければならない。
(実習期間中における事故の責任等)

第9条 実習生が在学する大学等及び実習生は、実習中の事故に備えて、傷害保険及び賠償責任保険に加入し、実習中の事故等については、自らの責任において対応しなければならない。

- 2 実習生が、故意又は過失により町又は第三者に損害を与えたときは、実習生が在学する大学等及び実習生は、町又は第三者に対し、その損害を賠償しなければならない。

(実習の中止)

第10条 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、実習を中止することができる。

- (1) 実習生が第7条の規定に従わないとき。
- (2) 実習生が正当な理由なく、実習に参加しないとき。
- (3) 町の業務に支障を来すと認められる事態が生じたとき。
- (4) その他実習を継続することが困難な事由が生じたとき。

(補則)

第11条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要領は、公布の日から施行する。